

今月の注目

雇用保険料率 2段階値上げ

令和4年4月1日～

事業主負担分のみ「0.5/1000」アップ 一般の事業では「9.5/1000」へ

令和4年10月1日～

事業主負担分はさらに「2.0/1000」アップ 労働者負担分「2.0/1000」アップ
一般の事業では「13.5/1000」へ

**対応策**

労働者負担分が上がるのは、「令和4年10月分」（10月1日以降最初に到来する締日の給与）。10月分からは控除する雇用保険料率の変更が必要です。なお、事業主分を含めた保険料は通常の年度更新での手続きにより行われます。

年に1度の定例業務

- ①労働保険の年度更新（6/1～7/10）
- ②社会保険の定時決定（7/1～7/10）

<事務所より>

昨年12月に行われた社会保険労務士の紛争解決手続代理業務試験の結果発表がありまして、おかげさまで合格いたしました。この試験の合格者は社会保険労務士の資格に「付記」申請をすることで、弁護士にしかできない業務の一部（個別労働関係紛争の代理業務（和解交渉・和解契約の締結含む）など）を行うことができるものです。

また、今後、みなさまの老後資金の確保が重要であると考え、DCプランナー1級の試験を受けこちらも合格いたしました。この資格は退職金制度設計を目的として、今後需要がより一層増すであろう「企業型確定拠出年金」を中心とした提案をして参ります。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com